

## 別紙標準様式(第7条関係)

## 会議録

会議の名称	第1回 輝きプラザきらら及び中央図書館 ESCO 事業者選定審査会
開催日時	平成 28 年 10 月 22 日 (土曜) 13 時 30 分から 15 時 30 分まで
開催場所	市役所別館 4 階 第 2 委員会室
出席者	会長：岩田三千子 委員、副会長：甲谷寿史 委員 委員：伊藤明裕 委員、岸田陽子 委員、田邊陽一 委員
欠席者	なし
案件名	1. 会長・副会長の互選 2. 諮問 3. 審査会の運営について 4. 審査項目等について 5. 今後のスケジュール
提出された資料等の名称	1. 委員名簿 2. 輝きプラザきらら及び中央図書館ESCO事業 提案募集要項(案) 3. 輝きプラザきらら及び中央図書館ESCO事業 提案審査要領(案) 4. 輝きプラザきらら及び中央図書館 ESCO 事業 提出書類様式(案) 5. 照明改修仕様書(案) 6. 公募スケジュール 【参考資料1】 諮問書 (写し) 【参考資料2】 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 【参考資料3】 枚方市情報公開条例 【参考資料4】 施設概要
決定事項	各案件について、「概ね案件のとおりで異論はない。」修正を踏まえた募集要項(案)等を各委員で再度確認する。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第 6 条第 6 号に該当するため
会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	事業者選定後に公表
傍聴者の数	なし
所管部署 (事務局)	都市整備部 施設整備室

## 審 議 内 容

### 1 開 会

事務局：会長と副会長の選出、諮問までの間、事務局で進行を務めさせていただきます。  
本日は全委員ご出席いただいておりますので、枚方市附属機関条例に基づき、この審査会が成立していることをご報告いたします。  
それでは、第1回目の輝きプラザきらら及び中央図書館 ESCO 事業者選定審査会を開催いたします。本日案件は、「会長・副会長の互選」「諮問」「審査会の運営について」「審査項目等について」「今後のスケジュール」の5件です。

### 2 議 題

#### 案件1 会長・副会長の互選

事務局：本審議会を設置根拠である枚方市附属機関条例では、「会長及び副会長を置く」としてあり、その選任につきましては、委員の互選によるとされていますが、ご推薦などはございますでしょうか。

委 員：事務局に提案があれば一任してはどうでしょうか。

事務局：他市でプロポーザル選定審査の経験されました岩田委員に会長をお願いしてはどうかと考えております。また、副会長には、同じく他市でプロポーザル選定審査の経験されました甲谷委員をお願いしてはどうかと考えております。

事務局：ご異議がないようですので、岩田委員が会長に、甲谷委員が副会長に選任されました。

#### 案件2 諮問

事務局：都市整備部長の島田から岩田会長に諮問書を手渡していただきます。

#### 案件3 審査会の運営について

会 長：それでは事務局から、「審査会の運営について」の説明をお願いします。

事務局：審査会の運営について、ご説明いたします。本審査会を進めるに際して、会議の公開・非公開、委員名の公表・非公表、会議録の作成と公開時期の3点について決定していただきたいと思います。参考資料2、参考資料3をご覧ください。（参考資料2、参考資料3を用いて説明。）

会 長：会議の公開方法、会議録等の取り扱いについて、何かご意見・ご質問等がありますか。

委 員：非公表の理由としては、情報公開条例6条第6号が今回該当するが、事業提案は企業秘密の情報も含まれているため、事業者提案の場合第5号も該当するのではないかと。

委 員：提案内容には、各事業者独自の技術などもあるため、この部分の審議内容を公表することで、事業者が特定される可能性もあるので公表方法は、発言要旨だけの公表にした方がよい。

事務局：会議録の公表方法は、事業者が特定されない内容で作成する。

会 長：公表内容の整理をして頂き、事業者を特定する事項などを非表示するなどの対応をお願いします。

事務局：事業者の特定などに繋がる内容についての表現については、市内部で整理をする。

委員：委員名の公表時期については、本来事前公表が望ましいが、他事例では事後公表も多い。

会長：委員名については、事前公表とし、会議録については、会長以外の委員名と提案内容を伏せた形で最優秀提案者の選定後に公表していくことにします。

#### 案件4 審査項目等について

会長：それでは事務局から、「提案募集要項（案）」の説明をお願いします。

事務局：「提案募集要項（案）」について説明。

会長：説明がありました「提案募集要項（案）」について何かございますでしょうか。

会長：事業名では、「輝きプラザきらら及び中央図書館」となっているが、別々の建物として提案してもらう予定なのか。

事務局：提案は、両施設併せて提案を求める。

委員：補助金メニューの申請によっては、施設ごとの提案が必要な場合がある。採点などは両施設併せて評価として扱うことが良い。

委員：3ページの指定改修設備については、「更新後も240RT以上」となっているが、更新後はGHP・EHPどちらの提案でもよいのか。募集要項を見ると、ガス吸収式を限定しているような文面に見えるため、表現を変える方が良い。

事務局：どちらの提案でも可能である。ただし、受変電設備の容量なども加味した提案が必要と考えている。電気も可能である旨を追記する。

委員：4ページの下請業者の選定は本市の業者を優先してとあるが、必須であるのか。

事務局：努力義務だが、優先して採用する計画には評価を与えるものと考えている。

委員：建設役割に建設業の許可などの資格は必要なのか。

事務局：5ページに管工事の業種登録を必須と記載している。

委員：市登録者名簿に登録するには、申請が必要と考えるが、構成員に未登録者がいる場合は手続きが必要なのか。

事務局：本事業の応募に限り、全ての構成員に登録を行っていただく。仮登録を行うことで競争性を高める考え。

会長：仮登録の表現が良く分からないので、わかるように明記してください。

委員：補助金が不採択の場合、事業中止としない旨は分かるが、但し書きの意図は何か。

事務局：不採択となった場合、指定設備改修以外の提案設備について、事業費を縮減した中で事業を進めるため、市との協議幅を作っておきたい意図で記載している。

委員：補助金が不採択となった部分の提案は無くす考えか。

事務局：提案者が考える省エネ率を尊重しつつも、市単独費が発生する場合においては、見送らざる得ない可能性がある。

委員：補助金の近況はどのようなものか。

委員：ギャランティードだと、環境省の補助金が考えられる。シェアードの補助金は、昨年度は厳しかったが、今年度は、他事例でも採択実績も良くなっている。環境省は競合相手が少ないので本事業には向いていると思う。

委員：補助金に関する記載内容がわかりにくいですが、応募者には熟読していただき提案していただきたい。

会長：今後、公募にあたっての説明会などは予定あるのか。

事務局：説明会は行わないが、質疑回答にて対応する。

委員：14ページでは、照明器具のOPTION Aによる簡易検証の記載があるが、実際は空調改修も含むため、OPTION Cでの検証が必要となる。照明の項目での記載上は問題ないが詳細協議時には双方で確認する必要がある。

委員：11ページの失格項目について、今回はギャランティードでもあり、過去3年間赤字だと失格というのは厳しいのではないかと。大幅な債務超過であるなど企業存続が危ぶまれないのであれば一時的に会社の経営が赤字であっても優れた技術提案を評価していくほうが良いのではないかと。

事務局：直近の財務諸表等を応募者に提出していただく。

委員：1者入札だと中止としているが、他事例ではシェアード提案の場合では、手法の性質上、1者提案でも発注者にとって有利であることから、1者でも事業は成立するとされている。

事務局：本市では1者だと競争性が確保できないと考えること、本事業が市にとって初めての試みであることを考えると、契約上の観点から、1者は中止としている。

会長：次に「提案審査要領（案）」について説明してください。

事務局：「提案審査要領（案）」について説明。

会長：4ページの一覧表については、環境項目、財政項目、技術項目を総合的に評価することになりますが各項目について、何かご意見ございますでしょうか。

会長：評価基準に関して、定量項目とは何を指すのか。

事務局：提案内容が数値化されたものに対して、採点基準に基づき自動的に優劣をつけることが出来る項目を“定量項目”と表現している。

委員：契約期間は5年固定なのか。例えば、目標を達成した時点で契約を短期終了などはないのか。

事務局：補助金関係のモニタリングとの関係も考えられるので、5年固定としている。

会長：資金調達計画が信頼できることの文面が技術項目に入っているのが、財政項目の方ではないか。また、採点基準については、定量的に採点することはできるのか。

委員：経営状況の評価は、業種や業態などそれぞれの会社によって個別性が高く、一律に定量評価するのは難しい。

委員：採点方法は各委員が、全項目を採点し平均を取る手法か、各委員で専門分野を採点して合計を取るのか。

事務局：本審査では他のESCO事例で採用されている各提案書を審査基準に照らして、採点し、今議による採点方法を予定している。

会長：記載がない場合、減点というのではないかと、例えば、0点とするのはどうか。

事務局：記載がない場合は0点となる項目を追記する。

委員：環境配慮における評価は非常に難しいのでどのように採点するのかを提案書の提出までに採点の基準の目安を共有しておく必要がある。

委員：経産省の補助金を採用する場合、ピークシフトの対策を検討していく必要があるが環境省の補助金を採用する場合、上記の検討は不要と考えるが、評価基準では項目13で評価することになる。

委員：項目13については、ギャランティードの場合、事業者の補助金申請業務はメリットが無く、労力が多分にかかるため協力意欲が低下するため、何らかの対策ができないか。または、補助金申請有無の場合、それぞれを提案させるのも一案として考えられる。ギャランティードの場合、保証値が達成出来ない場合は違約金など発生する旨を記載したほうが良い。

会長：各委員の意見を踏まえて修正等をお願いします。

#### 案件5 今後のスケジュール

会長：次第5「今後のスケジュール」について事務局より説明をお願いします。

事務局：「今後のスケジュール」について、資料6をご覧ください。本日、ご審議いただきました内容を踏まえて募集要項等をまとめたものを再度ご確認ください、プロポーザル実施の公告を11月17日に行いたいと考えております。第2回の審査会は3月中旬頃を想定しており、ここで、応募者によるプレゼンテーションと質疑応答、そののち、最優秀提案者の選定と審査講評を作成するため審議の時間を設けさせていただきます。なお、このスケジュールは他市の先進事例などを基に作成したのですが、審議の状況等により変更することも想定していることを念のため申し添えさせていただきます。

委員：実施公表の11月17日から28日の間で、応募者の体制を整理させるのは、時間的に厳しいと思う。もう少し公表を早めて、仮登録期間を長く取るなどの対策をした方が良いのではないかな。

事務局：本件については、公表前に庁内での意思決定が必要であり、上記の日程としている。このスケジュールを変更していくのは難しいため、少しでも事前の周知を図るため市ホームページにて周知している。

会長：次回の選定審査会は3月上旬予定とのことだが、事務局から具体的な日程はありますか。

事務局：3月14日、16日はいかがか。（日程合わず）

会長：現時点では確定が困難なようなので改めて、日程調整をお願いしたい。その他事務局からありますか。

事務局：本日の意見を踏まえて募集要項等の修正を行い、各委員へ再度ご確認くださいものを公表資料とさせていただきます。

会長：各委員は確認をお願いします。それでは、第1回審査会を終了します。